

令和 8 年度

官 庁 営 繕 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

令 和 7 年 8 月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

■ 第1 令和8年度官庁営繕関係予算概算要求の基本方針	1
■ 第2 令和8年度主要要求事項	3
1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化	
(1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備	
(2) 災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力確保等	
(3) 官庁施設の耐震性能の確保	
2. 官庁施設の老朽化対策	
危険箇所の解消による老朽化対策等	
■ 第3 官庁施設の整備等の関連施策	8
1. PFI手法の活用による官庁施設の整備	
2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進	
(1) 官庁施設における木材利用の推進	
(2) 官庁施設におけるZEB等の推進	
3. 地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントによるエリア価値向上	
4. 発注者の役割を果たすための取組の推進	
5. 営繕事業における働き方改革の主な取組	
■ 第4 令和8年度官庁営繕関係予算概算要求総括表	15
■ 参考資料	17

■ 第1 令和8年度官庁営繕関係予算 概算要求の基本方針

令和8年度官庁営繕関係予算概算要求の基本方針

1. 基本方針

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に備えた官庁施設の防災・減災対策を推進するため、**防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化**を図ります。
- 既存官庁施設の老朽化が進んでいる中、より長く安全に利用しトータルコストの縮減等を実現するため、計画的な改修により、**危険箇所の解消を図りながら**、官庁施設の**老朽化対策を実施**します。
- 事業実施に当たっては、環境負荷低減に資する技術を積極的に取り入れ、**脱炭素化を推進**します。

2. 施策別内訳

【防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化】

要求額 13,314百万円（1.04倍）

- 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備
- 災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力確保等
- 官庁施設の耐震性能の確保

【官庁施設の老朽化対策】

要求・要望額 10,864百万円（2.25倍）

- 危険箇所の解消による老朽化対策等

【合計】

要求・要望額 24,178百万円（1.37倍）

※上記のほか、

- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
 - ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した官庁営繕の実施に必要な経費
- については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

■ 第2 令和8年度主要要求事項

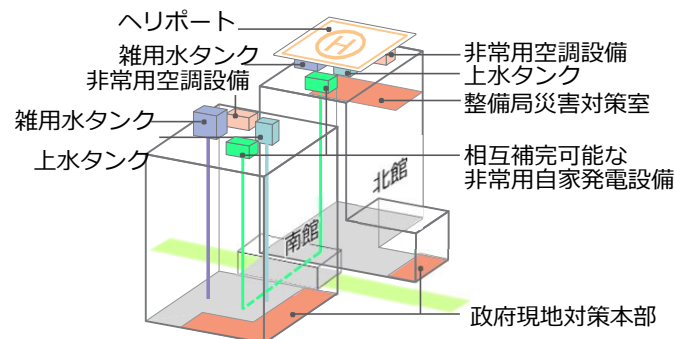
1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化

(1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備

防災拠点等となる官庁施設の整備を推進し、災害に強い地域づくりを支援するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、**地域の活性化に積極的に貢献**します。

これまでの整備事例

(高松サポート合同庁舎)



■ 広域防災活動の支援

- ・ 十分な耐震性能
- ・ 非常用発電機、燃料タンク
- ・ 上水・雑用水の備蓄、非常用排水槽
- ・ 災害対策室、ヘリポート

(石巻港湾合同庁舎)



市の防災備蓄倉庫と一体整備



屋上ヘリポート



災害対策室



イベント時のにぎわい



屋上津波避難スペース併設

大規模災害時の地域の防災拠点として災害に強い地域づくり等にご貢献

1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化

(2) 災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力確保等

大規模災害が生じた際ににおける **災害応急対策活動への支障のおそれを解消**するための **自家発電設備改修、受変電設備改修など電力確保等の対策を実施**します。

大規模災害時における官庁施設の電力確保の必要性

- 政府業務継続計画(首都直下地震対策)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(変更)
- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- 第1次国土強靱化実施中期計画

平成26年3月閣議決定

平成27年3月閣議決定

平成30年12月閣議決定

令和2年12月閣議決定

令和7年6月閣議決定

東日本台風における被害状況の例

(左) 須賀川地方広域消防本部庁舎

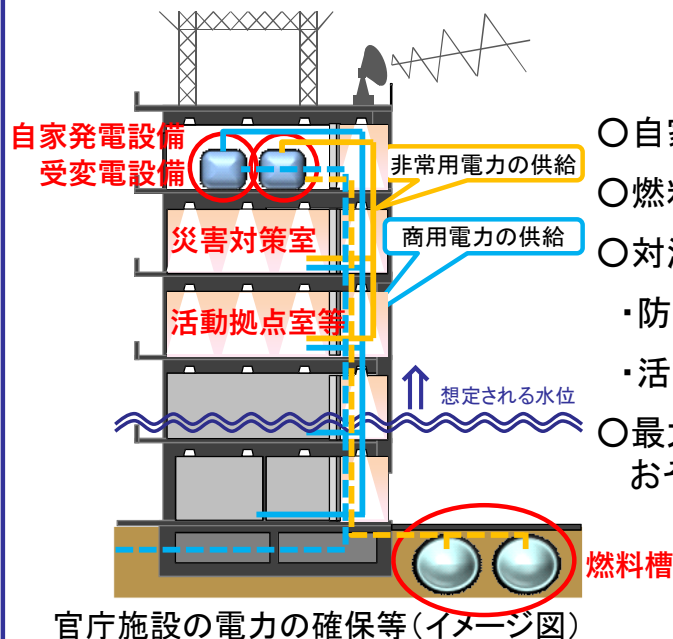
(総務省報道発表資料から引用)

(右) 丸森町役場

(東北地方整備局撮影)



災害応急対策活動への支障のおそのの解消



○自家発電設備改修、受変電設備改修

○燃料槽の増設

○対浸水性能の確保

・防潮板の設置

・活動拠点室、自家発電設備等の上階移設

○最大クラスの津波(レベル2)による浸水のおそれのある場合、構造体の性能確保等

的確な業務継続を実施



広域支援の立案・実行



情報収集・指令

1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化

(3)官庁施設の耐震性能の確保

大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策等を実施するほか、
所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について耐震対策を実施します。

天井耐震対策

東日本大震災、熊本地震において、
大規模空間の天井脱落が多数発生

- ・甚大な人的・物的被害が発生
- ・地震後の機能継続が困難となった事例が発生



○東日本大震災における被害を踏まえた改正

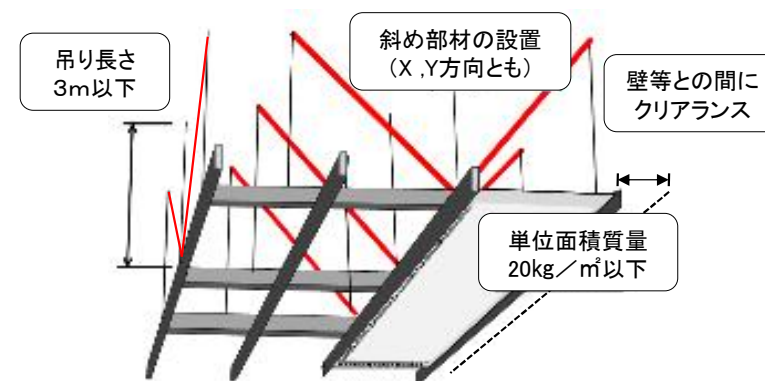
建築基準法施行令及び関連省令の一部改正

(公布:平成25年7月12日 施行:平成26年4月1日)

対象(対策が必要となる天井)

- ・高さ6m超、かつ面積200㎡超
- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所
- ・天井面構成部材等が1㎡当たり2kg超

脱落によって重大な危害のおそれがあり、既存不適格である大規模天井について、耐震対策として**天井構成部材の補強を実施し、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図る**



天井耐震対策のイメージ

耐震対策

所要の耐震基準を満たしていない官庁施設について、
耐震性能を確保

(耐震対策の例)



○官庁施設における耐震安全性の目標

対象施設	耐震安全性の目標	耐震性能評価値
○本省庁の防災拠点施設 ○地方ブロックの防災拠点施設 〔地方整備局など〕	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.5 (Ⅰ類)
○県単位の防災拠点施設 〔地方気象台、海上保安部など〕	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.25 (Ⅱ類)
○一般官庁施設 〔税務署、公共職業安定所など〕	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全を確保できることを目標	1.0 (Ⅲ類) 建築基準法相当

2. 官庁施設の老朽化対策

危険箇所の解消による老朽化対策等

既存官庁施設の老朽化が進んでいる中、**危険箇所の解消**を図りながら計画的な改修により官庁施設を長く安全に利用し、**トータルコストの縮減等に資する老朽化対策を実施**します。

危険箇所の解消の必要性

○官庁施設は、同時期に多くの施設が整備されており、**築後30年以上を経過したものが約6割を占める。**

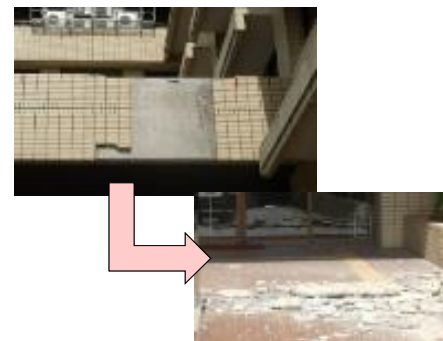
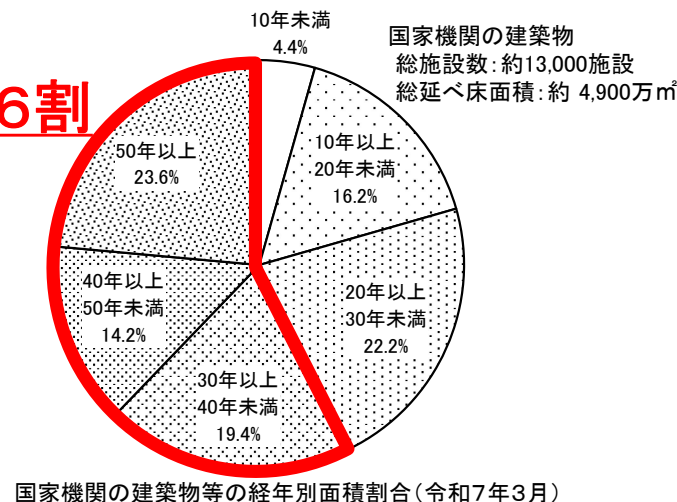
○大規模修繕や大型設備機器の更新が見込まれ、維持管理・更新費用が必要。

背景

インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月策定)
(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

国土強靱化基本計画(平成26年 6月閣議決定)

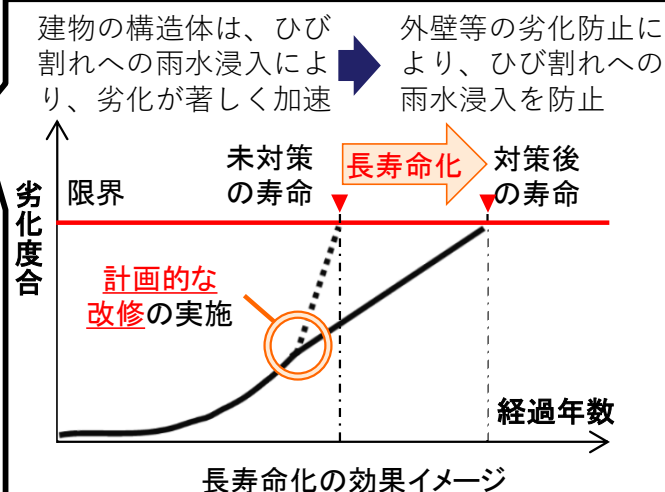
約6割



外壁落下による事故発生のおそれがあり、外壁改修が必要

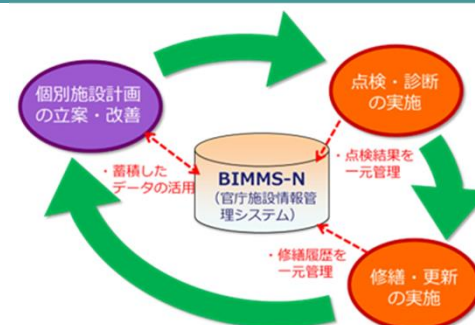
計画的な改修の実施

主な改修内容	部位の例	未措置の場合の問題点等
躯体の保護	外壁、防水、建具	雨水浸入や漏水による躯体劣化等
防災設備	防火設備、中央監視設備	防災機能の停止 火災発生時の被害拡大リスク等
ライフライン設備	電力設備、空気調和設備、給排水設備	ライフライン機能の停止 給排水設備からの漏水による躯体劣化等



「BIMMS-N」活用の促進

施設管理者が自ら施設情報を記録・蓄積することにより、**施設情報が見える化され**、計画作成や維持管理への**フィードバックが容易になる。**



官庁営繕部では、保全実態調査(毎年度実施)において各施設管理者がBIMMS-Nに入力した結果を活用し、**施設の長寿命化に資するよう、保全指導等**を実施

■ 第3 官庁施設の整備等の関連施策

1. PFI手法の活用による官庁施設の整備

官庁営繕事業においては、VFM(バリュー・フォー・マネー)が見込まれる比較的大規模な整備案件について、個別毎にPFI方式の導入可能性の検討を行い、同方式による実施が適切であると認められるものについて、事業を実施します。

○気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業 (R2. 2完成)

入居官署 : 気象庁、港区立教育センター
事業内容 : 施設整備、維持管理・運営
事業方式 : BTO方式
事業期間 : H21年度～R11年度
事業の特徴 : 港区立教育センターとの合築



【完成写真】

○中央合同庁舎第7号館整備等事業 (H19. 9完成)

入居官署 : 文部科学省、会計検査院、金融庁
事業内容 : 施設整備、維持管理・運営及び民間収益事業
事業方式 : BTO方式
事業期間 : H15年度～R3年度
事業の特徴 : 隣接民間施設を含めた街区全体の再開発



【完成写真 虎ノ門方面より望む】

(その他の主なPFI事業の例)

- ・名古屋第4地方合同庁舎 : 事業期間R3年度～R17年度 (R8. 3完成予定)
- ・よこはま新港合同庁舎 : 事業期間H30年度～R14年度 (R5. 3完成)
- ・大手前合同庁舎 : 事業期間H29年度～R13年度 (R4. 9完成)
- ・中央合同庁舎第8号館 : 事業期間H21年度～R5年度 (H26. 3完成)
- ・九段第3合同庁舎 : 事業期間H15年度～R2年度 (H19. 2完成)

2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進

(1) 官庁施設における木材利用の推進

官庁施設の木造化・木質化に用いる**技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う**（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）とともに直轄の官庁営繕事業において**木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進**します。

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
【令和6年改定、令和7年一部改定】
- 公共建築木造工事標準仕様書
【令和7年改定】
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



○ 内装等の木質化

各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名が変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）され、法の対象が、公共建築物から建築物一般に拡大。また、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進

(2) 官庁施設におけるZEB等の推進

2050年カーボンニュートラルに向けた取組のほか、官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減の推進、各府省庁が行う温室効果ガス排出削減への技術的支援等を行います。

2050年カーボンニュートラルに関する政府の動向

令和2年10月「2050年カーボンニュートラル」を宣言

令和7年2月 地球温暖化対策計画、政府実行計画※が閣議決定

※ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

■ZEB化の推進

政府実行計画において「2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す」ことが決定されたことを踏まえ、以下の取組を実施

- 新築官庁施設については原則 ZEB Oriented相当以上
- 各府省庁で使用する環境保全性基準の改定
- 地方公共団体と開催する全国営繕主管課長会議において、ノウハウをまとめた事例集「公共建築物におけるZEB事例研究」を作成・公表
- ZEB Ready先行事業の実施
名古屋第4地方合同庁舎の設計段階でZEB Readyを達成。
R8.3 完成予定。



名古屋第4地方合同庁舎

ZEB Oriented : 30%～40%以上の省エネ等を図った建築物 ZEB Ready : 50%以上の省エネ等を図った建築物

■建築物LCAの先行実施

令和7年4月に関係省庁連絡会議により決定された「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」において、国が建設する庁舎等における建築物LCAを先行実施するとされたことを踏まえ、令和7年度から新築官庁施設の設計段階において、ライフサイクルカーボンの算定を試行

建築物LCA : 建築物のライフサイクル全体における環境負荷を算定・評価すること

ライフサイクルカーボン : 建築物のライフサイクル全体を通じたCO₂等

■太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

官庁施設における環境負荷低減の推進

自然エネルギーの利用

- ・太陽光発電
- ・自然換気・自然光利用

負荷の低減

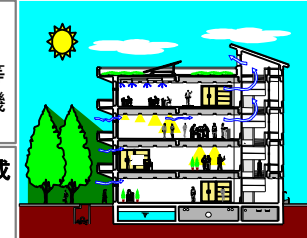
- ・断熱性、気密性の向上
- ・高性能ガラス
- ・底等による日射の遮断
- ・複層ガラス

長寿命

- ・大部屋方式、乾式間仕切り等の採用で内部機能の変化に対応

自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- ・雨水利用



エコマテリアル

- ・VOC対策の徹底
- ・木材利用
- ・リサイクル材料の利用

適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生抑制
- ・建設発生土の適正処理

エネルギー・資源の有効利用

- ・LED照明
- ・昼光利用
- ・初期照度補正
- ・人感センサ
- ・変風量制御
- ・変流量制御
- ・高効率熱源
- ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化、最適化

雨水利用の推進

雨水の利用の推進に関する法律(平成26年5月1日施行)に基づき定められた以下の目標により官庁施設における雨水の利用を推進

■国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標(H27.3閣議決定)

建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

政府実行計画に基づく各府省庁への技術的支援

各府省庁へ省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供、施設整備における省エネルギー対策、施設の運用改善に関する技術的な支援・助言を実施

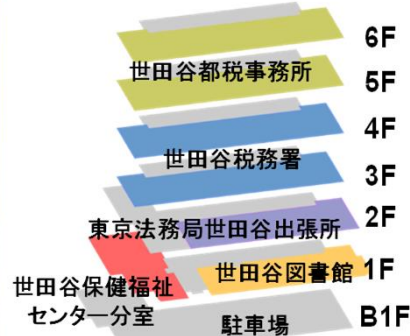
3. 地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントによるエリア価値向上

地域のニーズを把握しつつ、**地域防災やまちづくりに貢献**※するものとなるよう**地域に根ざした国公有財産の戦略的マネジメントを推進**し、コンパクト・プラス・ネットワークも含めて地方創生に寄与します。

地域における行政・福祉等のサービスの集約化

国の庁舎整備を通じて、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与

- ・公共施設等の集約・複合化、空き床相互融通
- ・地域の利便施設(保健施設、図書館、保育所等)との併設



(世田谷地方合同庁舎) 国・都・区の3者による集約・複合化



(富士川地方合同庁舎) 町立図書館・防災備蓄倉庫との集約・複合化



※地方創生2.0基本構想(令和7年6月閣議決定)

庁舎等の国有財産について、ハザードエリアや都市計画情報等を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの取組とも連携しつつ、国施設の再編等により、「まちなか拠点合同庁舎」等の地域防災にも資する拠点づくりを進める。

地域防災への貢献

地域防災と連携した国の庁舎整備を通じて国民の安全・安心の確保に寄与



(名瀬第2地方合同庁舎)
津波避難ビルの機能を確保



(熊本地方合同庁舎)
熊本地震の際に、緊急避難施設として市民を受け入れ



(石巻港湾合同庁舎)
市の防災備蓄倉庫との合築

地域の景観を活用した観光地域づくり

国の庁舎整備を通じて、観光振興による活力ある地域の形成の実現に寄与

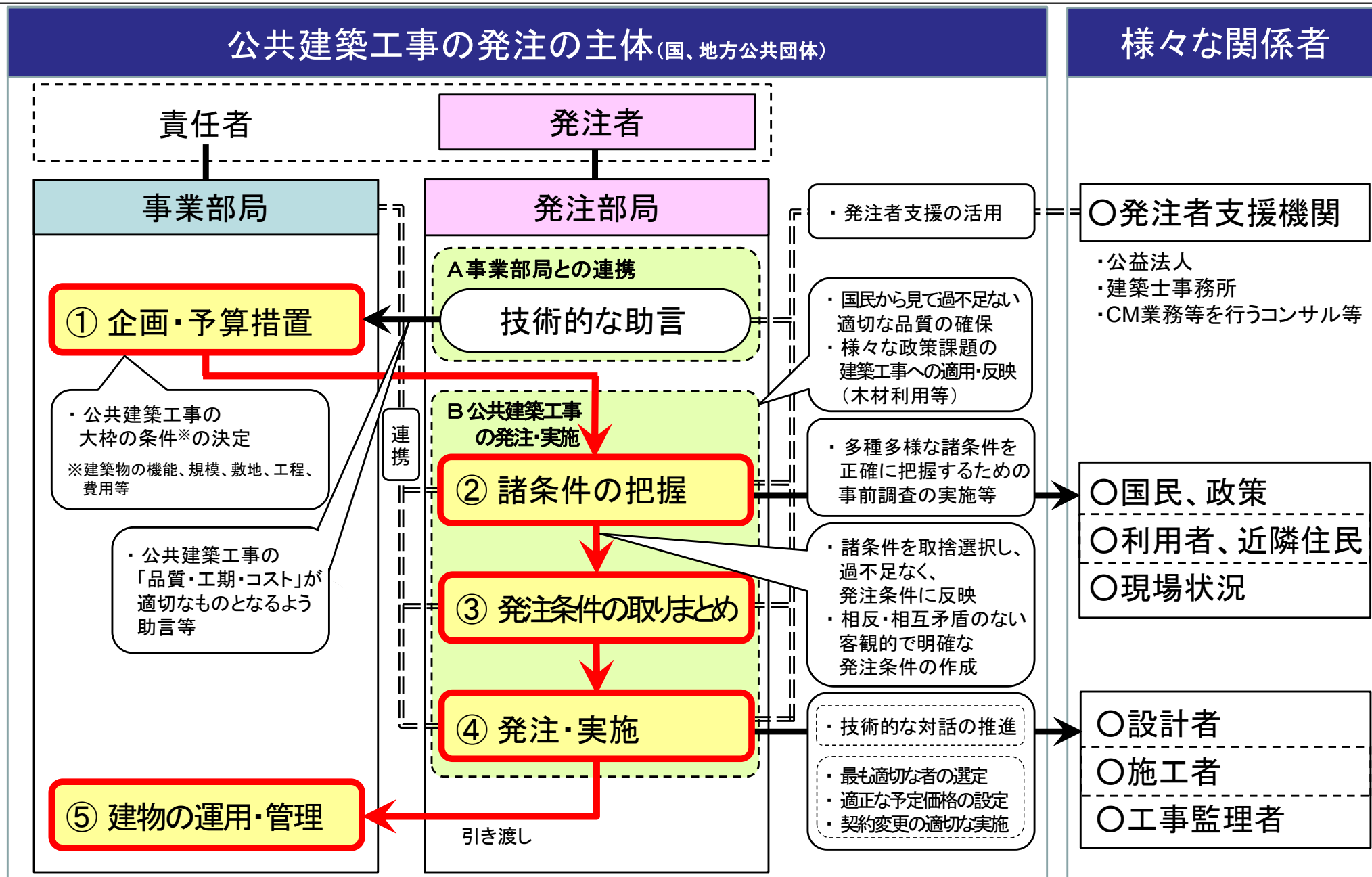


(鹿児島第3地方合同庁舎)
鶴丸城御楼門の復元事業との連携による外部空間の確保や景観形成



4. 発注者の役割を果たすための取組の推進

公共建築工事の発注者の役割を果たすため、調査・企画から設計、工事に至る各過程において各種取組を実施



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

5. 営繕事業における働き方改革の主な取組

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	---

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

■ 第4 令和8年度官庁営繕関係予算 概算要求総括表

令和8年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	令和8年度 要求・要望額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
(一般会計)			
官庁営繕関係	24,438	17,863	1.37
	<24,178>	<17,646>	<1.37>
官庁営繕費	24,027	17,641	1.36
施 設 整 備 費	20,852	15,598	1.34
設 計 監 理 費 等	3,175	2,043	1.55
行政経費	411	221	1.86
うち P F I 割賦手数料	151	5	31.56
(財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定)			
特定国有財産整備費	3,564	3,703	0.96

- (注) 1. < >書きは、官庁営繕事業の実施に伴う P F I 割賦手数料を含む計数である。
2. 上記のほか、デジタル庁一括計上分として27百万円がある。
3. 上記のほか、
・第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
・労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した官庁営繕の実施に必要な経費
については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
4. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される
既往の事業（未完了事業）は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。
5. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

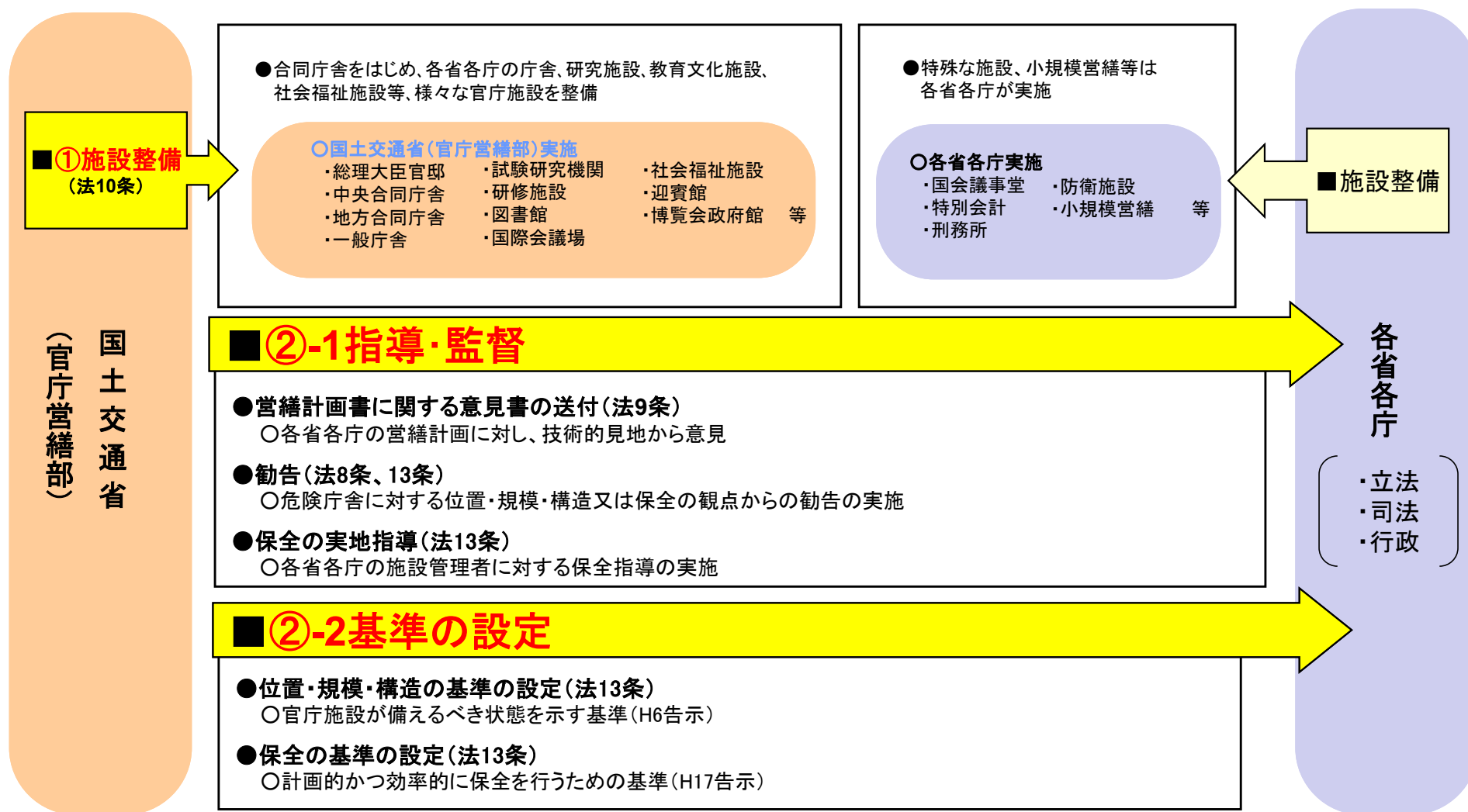
■ 参考資料

官公庁施設の建設等における国土交通省の役割

○国土交通省官庁営繕部は、**官公庁施設の建設等に関する法律(26官公法)**に基づき、官庁施設の整備・保全に関する業務を実施

○具体的には、官庁施設の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、

①(特殊な施設等を除く官庁施設対象) **施設整備**、②各省各庁への **指導・監督** と(全官庁施設対象) **基準の設定**



円滑な施工確保に向けた支援や改正品確法等を受けた取組みに関する支援など、公共建築に関する技術的な相談について幅広く対応しています。

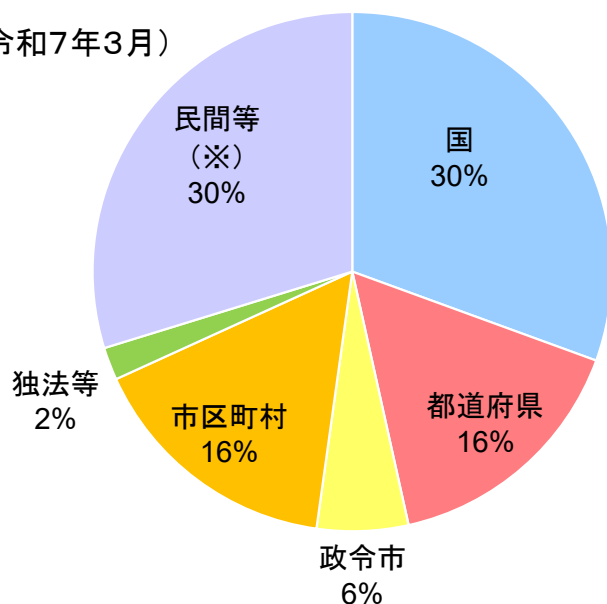
(公共建築相談窓口HP: https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html)

【相談者等】

○令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)は、延べ2,517件の相談を受付

相談者別内訳

(令和6年4月～令和7年3月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

【相談分野等】

○主な相談分野

- ・企画・予算措置
- ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
- ・保全
- ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等

霞が関団地一団地の官公庁施設の概要

